

さいたま市の 悪臭規制



●さいたま市生活環境の保全に関する条例による規制（1、2号）

規制対象

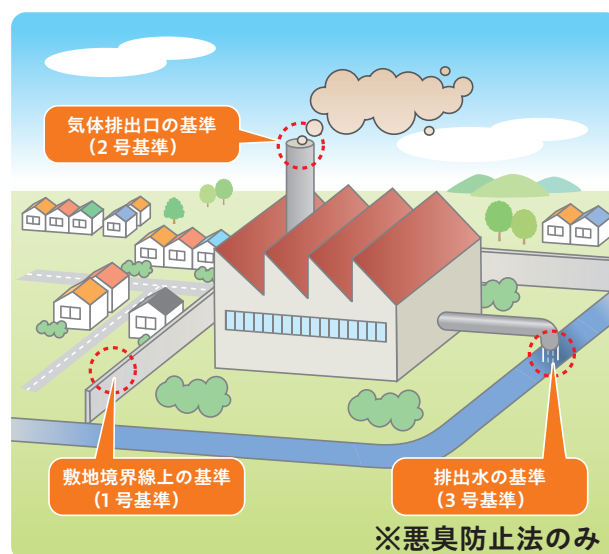
全ての業種に係る工場や事業場から発生する悪臭が規制対象になります。

規制方法

臭気指数又は臭気排出強度による規制

悪臭の排出に係る基準

敷地境界における悪臭の基準（1号基準）



区域の区分	許容限度	
	農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業以外のすべての業種	農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業
第一種区域（①第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住宅地域の指定がされている区域②用途地域の指定がされていない区域）	臭気指数 10	臭気指数 15
第二種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）	臭気指数 13	
第三種区域（工業地域、工業専用地域）	臭気指数 15	

煙突その他の気体排出口における悪臭の基準（2号基準）

敷地の境界線における臭気指数の許容限度を基礎として、気体排出口の高さに応じて算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とします。（裏面を参照）

臭気排出強度とは、臭気濃度に排出ガス流量を乗じた値です。

臭気排出強度 = 臭気濃度 × 排出ガス流量（ $\text{m}^3\text{N}/\text{分}$ ）

※ 飲食店営業（食品衛生法施行令第35条第1項に掲げる飲食店営業をいう）を行っている事業者であって、営業全般を行うために常時使用する従業員数が5人以下である事業者については、当分の間、規制基準を適用しません。

さいたま市の悪臭規制について（悪臭防止法の規制についても確認できます。）

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/008/p008711.html>

🔍 さいたま市 悪臭規制

検索



臭気指数による規制とは？

悪臭の程度を数値化した「臭気指数」に基づいて悪臭を規制する方法で、人間の嗅覚でにおいを測定します。悪臭の多くは低濃度で複数の物質により発生しており、この方法は悪臭問題を解決するのに有効です。

「臭気指数」とは、においが感じられなくなるまで気体を薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を人間の嗅覚の感覚量に対応させるため、対数で表した数値です。

臭気指数 = $10 \times \text{Log}$ （臭気濃度）

例えば、においを含んだ空気を10倍に希釈したとき、においが感じられなくなった場合、

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (10) = 10 \times 1 = 10$$

となります。

臭気指数のめやす



出典：東京都環境科学研究所年報 2008 から

臭気対策事例集・マニュアル

環境省では様々な悪臭苦情対応事例や臭気対策マニュアルを公表しています。

悪臭対応参考事例集

～サービス業・その他編～



https://www.env.go.jp/air/post_94.html

悪臭苦情対応事例集



<https://www.env.go.jp/air/akushu/kujyou/index.html>

飲食業の方のための『臭気対策マニュアル』

～地域で愛されるための悪臭対策の事例集～



https://www.env.go.jp/air/akushu/kujyou/index_00001.html

詳しくは、さいたま市環境対策課（電話 048-829-1332 FAX 048-829-1991）まで。

- ・ 必要な場合に報告を求め又は立入検査を行うことがあります。
- ・ 基準に適合せず、生活環境が損なわれると認められる場合、勧告を行うことがあります。